

## 紹介議員による請願趣旨説明の実施検討の論点

### 検討を必要とする事項

- 1 紹介議員による委員会での請願趣旨説明を制度化していくのか。
- 2 趣旨説明を必須とするのか、希望制とするのか。

### 紹介議員の請願趣旨説明を行う場合の委員会の流れ(イメージ)

#### 請願審査(初回)

##### 検討を必要とする事項

- 1 制度化するか？

- ① 委員会開会前に紹介議員の中から趣旨説明を行う  
代表者(複数でも可)を決めておく

- 2 必須か希望制か？

- ② 紹介議員(代表者)からの請願趣旨及び理由の説明  
(京都市会会議規則 98 条に基づく)

※ 発言の範囲は趣旨説明及び理由に限る。

- ③ 紹介議員の説明に対する質疑 ※必要に応じて行う

※ 質疑の範囲は請願趣旨及び理由の説明内容に限る。請願の実現可能性や紹介議員の私見(意見)を求めるような質疑はできない。

(これにとどまらない質疑を行いたい場合で、紹介議員が委員でないときは、

⑥議員間討議の際に、委員外議員(京都市会会議規則 61 条に基づく)としての出席を求める。)

質疑終了後、委員外の紹介議員は退席

- ④ 理事者の補足説明

※ 理事者の説明範囲は請願内容に関わる本市の取組状況や背景等の補足説明とする。

※ 紹介議員の趣旨説明がない場合も、理事者は趣旨説明は行わず、補足説明のみ行う。

- ⑤ 理事者の補足説明に対する質疑

- ⑥ 議員間討議 ※必要に応じて行う

※ 委員でない紹介議員が討議に加わる場合は、委員会で諮ったうえで委員外議員として出席

- ⑦ 取扱い検討 (態度表明)

※ 繼続審議(留保)となる場合は、次回の委員会において⑤から行うこととする。

## 紹介議員による請願趣旨説明を行っている政令指定都市の状況

		根拠法令	具体的運用	紹介議員に対する質疑の状況
必 須	浜 松 市	<p>〈会議規則第129条〉 受理した請願は、会議において紹介議員の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。</p> <p>〈会議規則第130条〉 委員会は、審査のため必要があるとみとめると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p>	①議運で紹介議員から概要説明 ②本会議で紹介議員から説明、質疑 ③委員会付託 ④委員会で理事者から参考意見聴取、質疑 ⑤取扱い審議	している
	神 戸 市	<p>〈会議規則第73条〉 紹介議員は、委員会より審査の必要上、説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>〈請願・陳情取扱要綱 I 1(3)〉 紹介議員の代表者は、その請願が委員会で審査されるときは、必ず当該委員会に出席し、委員会が必要と認めたときは、趣旨説明をしなければならない。</p>	①委員会冒頭で紹介議員から概要説明(質疑は行わない) (紹介議員退席) ②請願者から口頭陳述(申出があつた場合)(質疑は行わない) (請願者退席) ③理事者の説明、質疑 ④取扱い審議	していない
希 望 制	仙 台 市	<p>〈会議規則第78条の3〉 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>	①請願審査冒頭で紹介議員から概要説明、質疑 (紹介議員退席) ②理事者への質疑 (理事者の補足説明なし) ③取扱い審議	している
	新 潟 市	<p>〈会議規則第137条〉 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときはこれに応じなければならない。</p> <p>〈先例〉 紹介議員から趣旨説明を求める事の可否は、本会議付託後の最初の委員会で決定する。</p>	①請願審査冒頭で紹介議員から趣旨説明、質疑 (紹介議員退席) ②理事者の説明、質疑 ③取扱い審議	している
	静 岡 市	<p>〈委員会条例第69条〉 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときはこれに応じなければならない。</p> <p>〈運営等に関する規約54条〉 請願の委員会審査に当たり、紹介議員より事前に趣旨説明の申出があったときは、委員長は会議に諮って決定する。2 前項又は委員会条例第69条(紹介議員の委員会出席)の規定により、紹介議員が委員会で説明するときは、委員会条例第65条(公述人の発言)及び第66条(委員と公述人の質疑)の規定を準用する。</p>	①請願審査冒頭で紹介議員から趣旨説明、質疑 (紹介議員退席) ②理事者の説明、質疑 ③取扱い審議	している

## 「紹介議員の委員会出席」と「委員外議員の発言」の相違点について

区分	紹介議員の委員会出席	委員外議員の発言
京都市会会議規則	98条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要と認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員でない議員は、委員会の承認を得て、発言することができる。
市議会標準会議規則	135条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。	110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要とあると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
趣旨	請願者に代わり請願の趣旨及び理由を説明する。	審査中の案件について、事情に精通する議員や専門的知識を有する議員から説明又は意見を聞き、委員会における審査の参考に資する。
出席の決定	必要性の判断は委員会において行う。	必要性の判断は委員会において行う。
出席の義務	正当な理由がない限り出席を拒否することができない。	できる限り協力するのが原則であるが、正当な理由があれば欠席もやむを得ない。
議員側からの希望があった場合の取扱い	委員会において許否を決めるが、請願審査を充実させる観点からすると、基本的に認めることが望ましい。	委員会において許否を決める。
発言の範囲	請願者に代わって願意を説明するので、請願の趣旨及び理由に限定され、請願趣旨に反するようなことや自己の意見を述べることはできない。	自己の意見を含め、案件について自由に発言ができる。
委員会側からの質疑の範囲	請願の趣旨及び理由の説明に不明確な点や疑義がある場合は、その内容について質疑することはできるが、請願の実現可能性や紹介議員の私見（意見）を求めるような質疑は認められない。	特に制約はない。
討論、表決	できない	できない
出席の時期	請願審査（初回）の冒頭において、趣旨説明とそれにに対する質疑が終わるまでを基本とする。	必要に応じて出席する。
京都市会先例	実施状況は不明であるが、近年はない。	①請願紹介議員を委員外議員とした例 ②議員提出議案の提案者の例 ③議運の非交渉会派等の例